

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年4月1日から25年2月18日までの期間について、事業主は、申立人が23年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は25年2月18日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年4月から同年7月までは500円、同年8月から24年4月までは1,500円、同年5月から25年1月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年4月まで

私は、昭和21年4月にB社（その後、A社等に社名変更）に入社し、25年4月まで継続して勤務していた。

しかし、国の年金記録では、昭和23年4月1日から25年4月までのA社における厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和23年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、申立人は、「昭和23年4月1日から、A社が他社と合併してC社となるまで継続して勤務していた。」と供述しているところ、商業登記簿によると、同社は25年2月*日に設立されていることが確認できる上、A社の複数の元同僚は、「時期は記憶していないが、A社は合併によりC社に

なった。申立人は、申立期間に継続して勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は25年2月18日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和23年4月から同年7月までは500円、同年8月から24年4月までは1,500円、同年5月から25年1月までは4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和25年2月18日から同年4月までの期間について、申立人は、「合併後のC社では厚生年金保険に加入していなかったように思う。」と供述しているところ、上記のとおり、同社は昭和25年2月*日に設立されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和35年3月1日であり、当該期間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、同社の総務担当者は、「新規適用日以前に、社員の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と証言している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年6月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月28日から同年7月1日まで

私は、平成14年6月28日からA社に勤務し、当時の給与支給明細書では、同年同月の厚生年金保険料が控除されている。

しかし、国の年金記録では、平成14年6月28日から同年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの資格取得日に係る届出を行っておらず、申立期間の保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から63年11月まで

私は、昭和59年9月に退職後、同年10月頃、開業するのを契機に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月月末頃、母に頼み金融機関か郵便局で納付していたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の母親に金融機関か郵便局で納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年1月に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿からも、同年1月に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和61年12月から63年3月までは過年度納付、同年4月から同年11月までは現年度納付が可能であるものの、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄及びオンライン記録において、当該期間を納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月、同年7月、同年9月、同年10月、58年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月及び同年7月
② 昭和53年9月及び同年10月
③ 昭和58年10月及び同年11月

私は、昭和56年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、私か妻が国民年金保険料を納付してきた。59年2月頃、同市役所から電話で未納分の督促を受けたので、毎月5,000円ずつ納付しており、未納となっていることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人又はその妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付し、申立期間③については、B市に転居後の59年2月頃、A市役所から未納保険料について督促の電話があったので、毎月5,000円ずつ納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人に係る国民年金の加入手続は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和56年4月頃に行われたものと推認され、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、同年3月24日付けで国民年金被保険者資格を新規取得しており、同台帳の保険料に関する記録の同年2月の欄に「ここまで資格なし」の押印が確認できることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③について、上記特殊台帳において、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、オンライン記録によると、昭和60年9月7日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できる

ところ、当該時点で過年度納付の対象となる未納期間は申立期間のみであることから、59年2月頃に当該期間の保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2886 (事案 716 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年8月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和40年9月頃、A市役所で転居の手続を行った際、37年1月からの国民年金保険料が未納になっていると指摘されたので、夫がB市役所に対して異議を唱えたところ、38年4月から40年3月までの24か月分の保険料を再度納付するのであれば、申立期間を納付扱いとする旨の約束がなされ、24か月分の保険料を納付した。

前回の申立てについては、申立期間が認められなかったことが納得できないので、再申立てを行う。

なお、新たな資料として、義母が所持する当時の国民年金手帳が見つかったので、提出する。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がB市役所の職員との約束により重複納付したとする昭和38年4月から40年3月までの期間について、申立人が所持している国民年金領収証書を見ると、当該期間を41年1月22日に過年度納付していることが確認でき、重複納付している事情は見られないこと、ii) 申立人が所持する41年1月5日付けで再発行されている国民年金手帳を見ると、38年4月から40年3月までの欄に、国民年金保険料が納付済みであることを示す「済」のゴム印が押されているものの、それ以外の期間は空欄であり、ほかに申立人が集金人に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の決定について納得できないとして、申立人が一緒に

納付したと供述する申立人の義母の国民年金手帳を提出している。

しかしながら、申立人は、昭和 36 年 12 月に C 市から B 市に住所異動していることが戸籍の附票により確認できるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を B 市で集金人に納付するためには、同市において、国民年金の再加入手続が必要となるところ、i) 申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳が、B 市を管轄する D 社会保険事務所（当時）に移管されているのは 41 年 3 月であることが被保険者台帳管理簿により確認できること、ii) 申立人に係る国民年金手帳が再交付されているのは 41 年（同年 1 月 5 日）であること、iii) 申立人が所持する国民年金領収証書を見ても、41 年（同年 1 月 22 日）に納付されていることから、申立人が同市において国民年金の手続を行ったのは同年 1 月頃と推認され、以上の状況を踏まえると、申立人が主張する、同市において、申立人の義母の保険料と一緒に申立人自身の保険料を納付したとする状況は見当たらず、提出のあった申立人の義母に係る国民年金手帳の納付状況をもって、申立期間の保険料が納付されていたものとみるのは困難である上、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から同年10月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃、私の父がA町役場（現在は、B町）で国民年金の加入手続を行い、父、母及び私の国民年金保険料を一緒に婦人会に納付してくれていたはずなのに、私だけ未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の両親の分と一緒に婦人会に納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月に払い出されたことが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該時点で、申立期間のうち、同年2月及び同年3月の保険料は過年度納付が可能であり、同年4月以降の保険料は現年度納付が可能であるものの、A町の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

また、B町によると、A町の婦人会は、現年度保険料であっても、国民年金の加入手続時点から遡って国民年金保険料を収納していなかったとしているところ、申立人は、上記加入手続月の昭和46年11月から保険料を納付しており、同町の回答と符合する。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から49年3月まで

私の父は自治会長をしており、昭和36年に国民年金制度が発足した当時から、加入勧奨及び国民年金保険料の徴収をしていた。父の店の専従者であった兄(二男)が制度発足時から国民年金に加入し、保険料を納付しているのに、同じように専従者であった私(三男)の記録が、20歳になった38年*月から49年3月まで未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年*月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間については、申立人の兄(二男)の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月29日に、申立人が同年8月に転居したとする同市B町を管轄する同市役所C出張所において、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人及びその妻に係る同市の国民年金被保険者名簿には、「もれ 49.11.29」の記載が確認できることから、同年11月29日に国民年金の加入手続を行うまで、適用漏れのため国民年金に未加入であったものと推認され、申立内容とは符合しない上、同名簿の検認記録欄には、申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料を夫婦共に同年12月27日に一括して納付しているものの、申立期間は保険料の未納を示す空欄であることが確認できる。

また、D町の国民年金被保険者名簿には、申立人が、昭和52年にA市E町から転入し、58年にF町に転出したことが記載されているところ、同町には、申立人が転入した際に提出したものと推認される、D町が同年1月28日付け

で発行した申立人に係る「国民年金保険料納付状況通知書」が保管されており、当該通知書においても、申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和38年*月頃に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をG県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私は、平成6年9月に結婚した際、国民年金の加入手続をA社会保険事務所(当時)で行い、郵送されてきた納付書で、5年6月から6年3月までの国民年金保険料を同社会保険事務所で一括納付した。しかし、年金記録を確認すると、未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月に婚姻した際、国民年金の加入手続をA社会保険事務所で行い、申立期間の国民年金保険料は、同社会保険事務所で、郵送されてきた納付書により一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、平成6年10月31日付けでA社会保険事務所が発行した申立期間に係る領収済通知書、納付書・領収証書を所持しており、これらに領収印が無いことから、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できない上、オンライン記録によると、7年7月6日付けで再度、申立人に対して過年度納付書が作成されており、当該時点においても、申立期間の保険料は未納であったものと推認できる。

なお、申立人は、婚姻後に国民年金保険料を一括で納付したのは一回だけであると供述しているところ、平成6年4月から同年8月までの保険料を、同年12月8日に一括して納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から52年3月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃、社会保険庁（当時）から国民年金の加入を勧める郵便物が届いたので、自身がA市役所で加入手続きを行い、52年3月までは、母が、母と私の二人分の国民年金保険料を、母の事務所に来る銀行員か、近所の郵便局で納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続きの時点では、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和50年7月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人及びその母親から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、大学を卒業した昭和54年4月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、自宅へ集金に来ていた郵便局の女性に、毎月、両親、兄と一緒に国民年金保険料を支払っていたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、自宅へ集金に来ていた郵便局の女性に、毎月、その母親が両親、兄の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月に申立人の兄と連番で払い出されていることが確認でき、当該時点において、申立期間は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和55年4月から申立人が転居する57年3月までについて、申立人及びその兄は同日に現年度納付していることが確認できるものの、申立期間は、申立人の兄も国民年金保険料の納付記録が確認できない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私は、昭和50年12月から国民年金に任意加入していたが、57年10月に申立期間の保険料を納付した後、58年1月から資格を喪失する手続をA市役所で行った。しかし、年金記録を確認すると、私は保険料の還付について請求しておらず、還付金は受け取っていないにもかかわらず、申立期間の保険料が還付済みとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶は無いと主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金領収証書により、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料として1万6,860円を昭和57年10月22日に納付していることが確認できるものの、オンライン記録によると、申立人は、同年10月23日に任意加入被保険者の資格を喪失しており、申立人の所持する年金手帳にも同日の記載が確認できることから、申立期間は未加入期間となり、当該保険料は還付されるべきものとみるのが相当である。

また、還付整理簿によると、申立期間の国民年金保険料については、国民年金被保険者資格の喪失を理由として、昭和57年12月6日に還付決定され、同年12月17日に支払われた記載があり、還付金額及び決定から支払までの日数など還付整理簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から、還付を受けた記憶が無いという主張のほか、還付金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月1日から28年5月15日まで
② 昭和33年5月1日から35年11月25日まで

私は、昭和26年11月1日から29年9月までA社で勤務していたが、国の年金記録では、26年11月1日から28年5月15日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

その後、昭和33年5月1日にB社C事業所に臨時雇いとして入社し、37年2月まで勤務したが、国の年金記録では、33年5月1日から35年11月25日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

調査の上、上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和28年2月15日から同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、D健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得届の写しによると、申立人は、昭和28年5月15日付けで健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A社は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、健康保険の被保険者資格取得日と同日であると考えられる。このため、申立人の給与から申立期間①に係る厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

一方、申立期間①のうち、昭和28年2月15日より前の期間について、上記の人事記録には、当該期間に申立人が勤務していたことを示す記載は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員12人に照会し、10人から回答を得たが、いずれも申立

人のことを記憶していないことから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

- 2 申立期間②について、B社C事業所に係る被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 17 人に照会し、11 人から回答を得たが、いずれも申立人のことを記憶していないため、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、B社から提出された厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 35 年 11 月 25 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「上記台帳の記載から考えると、申立人の給与から申立期間②に係る同保険料を控除していないと思われる。なお、申立期間②当時、当社では、臨時雇い等の正社員でない者は、同保険に加入させない取扱いであったと思われる。」と回答している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 46 年 9 月まで

私は、昭和 43 年 8 月から 46 年 9 月まで A 社で B 職の仕事をしていたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の元同僚の証言から、申立人が申立期間内において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社で B 職をしていたとする元従業員二人は、「厚生年金保険の加入時期は、同社に入社した時期よりも遅れている。」と供述しており、オンライン記録によると、当該二人の同保険加入時期は、入社時期よりも 1 年 6 か月及び 2 年 5 か月遅れていることが確認できる。

また、A 社は、昭和 45 年 12 月 1 日に厚生年金基金に加入しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間後の 47 年 9 月から 48 年 10 月まで同社において厚生年金保険及び同基金に加入していることが確認できるが、申立期間においては、同基金の加入記録は確認できない。

さらに、A 社の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 18 日から同年 8 月 14 日まで

私は、昭和 48 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、62 年まで勤務していたが、50 年 3 月 18 日から同年 8 月 14 日までの船員保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 組合から提出された資料から、申立人が申立期間において A 社に在籍していたことが確認できる。

しかし、B 社は、「当社が保管する資料の記載から、申立人は、申立期間に他社に派遣され、外国船籍である D に乗船していたと考えられる。当時、外国船籍の船舶の船員は、制度上、船員保険に加入することができず、その旨を当該船員に説明し、国民年金に加入するよう指導していた。当該期間は、申立人から船員保険料を控除していない。」と回答している。

また、A 社から派遣され、申立期間において D に乗船していたとする複数の元同僚は、「外国船籍である D に乗船している間は、船員保険に加入できない旨会社から説明を受けた。当該期間に係る船員保険料は給与から控除されていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、上記の元同僚について、当該期間の船員保険被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。